

告 示 第 5 0 1 号

令和 7 年 4 月 7 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

町内会におけるデジタルツール活用支援講座等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札について（公告）

町内会におけるデジタルツール活用支援講座等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うことについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 60 年規則第 25 号）第 3 条の規定により公告します。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務の概要

町内会活動等の情報発信の強化や誰もが参画しやすい組織運営を支援するため、町内会活動の情報発信や情報共有のためのデジタルツールの活用に関する講座をそれぞれ開催するとともに、団体内での実践的な活用を支援するため、講座の受講団体のうち、希望する団体に講師を派遣するものである。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 本入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。

ウ この公告の日（以下「公告日」という。）において、納期の到来している市税を完納していること。

エ 公告日以後において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 11 年 4 月 16 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

カ 公告日以後において、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

ケ 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿の大分類「08 広告又は催物請負業務」のうち小分類「01 広告・イベント企画・運営」に登録があり、指名競争入札参加資格を有するものであること。

コ 令和2年度以降にデジタルツールの活用に関する講座を開講した実績を有し、同講座の講師経験がある者を1名以上配置可能であること。

(2) 入札参加資格があると認められた者であっても入札日までに(1)に掲げる要件を全て満たさなくなったときは、その者は入札に参加することができない。

3 入札参加希望の申請方法等

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに持参又は郵送（受付期間内必着）により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することはできない。

ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1）

イ 業務実績調書（様式第2）

ウ 担当講師一覧（様式第3）

エ 鹿児島市が発行した市税に滞納がないことの証明書（令和7年4月1日以降発行のものに限る。写しでも可。本社所在地が鹿児島市外である場合、本社所在の市区町村が発行したもの）又は特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けていることが確認できる納税の猶予許可通知書若しくは納税証明書

(2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出された申請書等は、返却しない。

4 資格審査申請書等の交付及び受付期間等

(1) 交付及び受付期間

公告日から令和7年4月21日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 交付及び受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）

(3) 交付及び提出場所

鹿児島市山下町 11 番 1 号

鹿児島市市民局市民文化部地域づくり推進課（東別館 2 階）

電話 099-216-1214

(4) 提出部数

各 1 部

(5) その他

この業務委託契約に係る仕様書及び制限付き一般競争入札参加審査申請書等は、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。

5 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和 7 年 4 月 24 日（木）までに通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から 2 日以内に市長に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、4 (2) の受付時間内に受付場所に書面を持参して行わなければならない。

(3) (2) の説明を求められたときは、説明を求められた日から 2 日以内に書面により回答する。

6 仕様書の閲覧等及び質疑応答

(1) 本業務の仕様書（以下「仕様書」という。）は、公告日から令和 7 年 5 月 1 日（木）までの間、本市ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書（様式第 4）に質問事項を記載し、公告日から令和 7 年 4 月 28 日（月）午後 5 時 15 分までの間に電子メールの送信により行わなければならない。

受付電子メールアドレス chi-community@city.kagoshima.lg.jp

(3) (2) の質問とそれに対する回答は、質問を受け付けた日から 3 日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に本市ホームページ上に掲載し、その期間は掲載の日から令和 7 年 5 月 1 日（木）までとする。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和7年5月2日（金）午前10時から

(2) 場所

鹿児島市役所東別館2階201会議室

9 入札方法

(1) 郵送及びファックスによる入札書の提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書（様式第5）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった計画希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、3回までとする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により免除する。

11 最低制限価格

設定する。

12 開札の方法

即時開札とする。

13 落札者の決定方法

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

14 入札の無効等について

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

キ 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状（様式第6）を提出すること。

(3) 初度の入札において、入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、当該契約に係る再度の入札に参加することができない。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(6) 入札は辞退できるが、辞退するときは、入札執行前にあつては入札辞退届を提出し、入札執行中にあつては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出すること。

1 5 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

1 6 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部地域づくり推進課コミュニティ係

電話 099-216-1214

ファックス 099-216-1207

電子メールアドレス chi-community@city.kagoshima.lg.jp